

令和7年9月24日

公 告

航空自衛隊
車力分屯基地司令
(公印省略)

青森県つがる市富范町屏風山1に所在する航空自衛隊車力分屯基地において、食堂を設置し、経営を行う業者について、次のとおり募集する。

1 応募資格

- (1) 防衛省競争参加資格（全省庁統一資格）又は同等の資格を有すること。
- (2) 法人等（個人、法人又は団体をいう。）の役員等（個人である場合はその者、法人である場合は役員又は支店若しくは営業所の代表者、団体である場合は代表者、理事等、その他経営に実質的に関与している者をいう。以下同じ。）が、暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員（同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）ではないこと。
- (3) 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的、又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしている者ではないこと。
- (4) 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与している者ではないこと。
- (5) 役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用するなどしている者ではないこと。
- (6) 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者ではないこと。
- (7) 暴力団又は暴力団員及び第3項から第6号までに定める者の依頼を受けて公募に参加しようとする者ではないこと。

2 設置方法

国有財産法第18条第6項に基づく行政財産の使用許可により設置する。

3 設置場所、業種及び面積

設置場所	業種	面積
車力分屯基地 57号隊庁舎1階	食堂（飲酒提供含む）	1店舗

4 「航空自衛隊車力分屯基地における食堂等の設置及び経営」募集要領（以下「募集要領」という。）の配布要領

車力分屯基地ホームページからダウンロード
(<https://www.mod.go.jp/asdf/syariki/>)

5 公募説明会

(1) 日時

令和7年10月10日（金）1000

(2) 集合場所

航空自衛隊車力分屯基地

(3) 説明事項

募集要領、仕様書の内容及び希望業者への店舗設置場所の説明

(4) 携行品

募集要領、仕様書等及び顔写真付の公的な身分証明書（運転免許証等）

(5) 注意事項

ア 本説明会に参加しない業者は、公募に参加することができないものとする。

イ 参加希望者は、別紙様式1「公募説明会（食堂等）参加申込書」に必要事項を記載し、令和7年10月9日（木）1700までに下記問い合わせ先のメールアドレスまで送付すること。

6 その他

細部の内容は、募集要項及び仕様書等による。

7 問い合わせ先

青森県つがる市富港町屏風山1

航空自衛隊車力分屯基地 基地業務小隊 厚生班

電話：0173-56-2531（内235）（担当：上川、松本）

（営業時間：平日9時から17時まで）

メールアドレス：MATSUMOTOn7h@inet.aci.mod.go.jp

「航空自衛隊車力分屯基地における食堂（飲酒提供）の設置
及び経営」募集要領

令和7年9月24日

第21高射隊 基地業務小隊厚生班

募集要領

1 概要

青森県つがる市富范町屏風山1に所在する航空自衛隊車力分屯基地において、職員及び来庁者等の利便性を確保するため、食堂（飲酒提供）の設置及び経営を行う業者を以下に記載する諸条件に従い募集する。

2 応募資格

- (1) 防衛省競争参加資格（全省庁統一資格）又は同等の資格を有すること。
- (2) 経営の状況又は信用度が極度に悪化していないと認められる者であり、適正な業務の履行が確保される者であること。
- (3) 本要領に掲げる事項のほか、仕様書に定める条項を遵守できる者であること。

3 設置施設の所在地及び名称

青森県つがる市富范町屏風山1に所在する航空自衛隊車力分屯基地

4 設置期間

令和8年4月1日（火）～令和13年3月31日（日）

※ 必要に応じて、一度に限り5年以内の期間で更新することができる。

5 設置条件

(1) 設置方法

国有財産法第18条第6項に基づく行政財産の使用許可により設置する。

(2) 設置場所、業種及び面積

設置場所	業種	面積
車力分屯基地 57号隊庁舎1階	食堂（飲酒提供含む）	122.67㎡

(3) その他

詳細は、仕様書のとおり。

6 国有財産使用料

令和6年度国有財産使用料（参考）2,270円/㎡（消費税及び地方消費税を除く。）

※ 上記は、令和6年度の㎡あたり概算単価であり、毎年度見直しを実施する。

7 公募説明会

参加を希望する業者は、公募説明会 食堂（飲酒提供）参加申込書（別紙様式1）を令和7年10月9日（木）1700までにメールにより提出先へ提出すること。また、提出期限を過ぎて参加申込書が提出された場合、又は公募説明会に遅刻又は欠席した場合は、公募への参加を認めない。

(1) 日時

令和7年10月10日（金）1000（10分前までに入室すること。）

(2) 開催場所

航空自衛隊車力分屯基地57号隊庁舎1階 厚生班事務室

- (3) 携行品
募集要項、仕様書及び顔写真付の公的な身分証明書（運転免許証等）
- (4) 参加申込書の提出先
航空自衛隊車力分屯基地 第21高射隊基地業務小隊 厚生班 松本
メール：MATSUMOTO7h@inet.aci.mod.go.jp

8 応募手続等

(1) 申請書類の提出

ア 申請書類

- (ア) 申請書（別紙様式2） 1部
- (イ) 主な商品・価格一覧表（別紙様式3-1又は3-2） 6部
- (ウ) 企画提案書（別紙様式4） 6部
会社概要及び以下の内容を記載すること。
 - a 営業日及び営業時間
 - b 精算方法及び種類
 - c 防衛省における独自の商品の販売及び提供
 - d 省エネルギー・環境対策への取組み及びゴミ・廃棄物の処分方法
 - e 従業員管理及び防衛省における営業体制
 - f 災害発生時の対応及び営業体制
 - g 要望等があった場合の対応方法及び事故等が発生した場合の対処方法
 - h 衛生管理方法
 - i 設置期間における事業計画
 - j その他のアピールポイント
- (エ) その他関係書類 各1部
 - a 業務確約書（別紙様式5）
 - b 誓約書（別紙様式6）
 - c 役員名簿（別紙様式7）
 - d 一部業務の委託に係る申請書（別紙様式8）
 - e 全省庁統一資格の資格決定通知書の写し

※ 全省庁統一資格を有しない業者においては、提出書類が別途必要となるので提出先まで連絡されたい。

イ 提出先

〒038-3301

航空自衛隊車力分屯基地 第21高射隊基地業務小隊 厚生班 上川、松本

ウ 提出要領

- (ア) 令和7年10月30日（金）1700までの間に郵送もしくは手交により提出先へ提出すること。（必着）
- ※ 提出後の申請書類は返却しない。
- (イ) 応募業者の失格
次のいずれかに該当する場合は、失格とする。
 - a 申請書類が期限を過ぎて提出された場合
 - b 申請書類が募集要領に記載されている事項を満たさない場合
 - c 申請書類に虚偽の記載があった場合
 - d 申請書類に不備又は不足があった場合
 - e 審査の公平性に影響を与える行為があったと認められる場合

カ 防衛省（防衛省共済組合を含む。）に支払う国有財産使用料（共済組合の場合は管理手数料）及び光熱水料を滞納したことがある又はしている場合
キ その他、応募業者として不適当であると認められる行為が確認された場合

9 業者の選定

申請書類に基づく総合的審査を実施する。当該審査により決しない場合は、抽選を実施する。なお、選定結果については、令和7年11月10日（月）10時に、電話連絡にて発表することとし、異議を申し立てることはできない。

10 決定業者説明会

決定された業者は、選定業者説明会に参加しなければならない。選定業者説明会に遅刻又は欠席した場合は、設置及び経営を辞退したものとみなす。

(1) 日時

令和7年12月10日（水）1000

(2) 開催場所

航空自衛隊車力分屯基地57号隊庁舎1階 厚生班事務室

(3) 携行品

顔写真付きの公的な身分証明書、募集要項及び仕様書

11 選定業者の提出書類

(1) 提出書類

選定業者に別途示す。

(2) 提出先

航空自衛隊車力分屯基地 第21高射隊基地業務小隊 厚生班 松本
メール：MATSUMOTO7h@inet.aci.mod.go.jp

(3) 提出要領

メールもしくは手交により提出先へ提出すること。なお、提出する書式及び提出期限等の詳細は選定業者説明会にて連絡する。

12 募集要領等に関する質問

募集要領等について質問がある場合は、質問票（別紙様式9）をメールにより提出先へ提出すること。提出された質問内容は、公募説明会において回答する。

提出先：航空自衛隊車力分屯基地 第21高射隊基地業務小隊 厚生班 松本

公募説明会（飲食店）参加申込書

- 1 日 時：令和7年10月10日（金）1000
 2 場 所：航空自衛隊車力分屯基地57号隊庁舎1階 厚生班事務室
 3 携行品：顔写真付きの公的な身分証明書、募集要領及び仕様書
 ※ 提出期限を過ぎて参加申込書が提出された場合、又は公募説明会に遅刻若しくは欠席した場合は、公募への参加を認めない。また、時間に余裕を持って集合すること。

フリガナ	
業 者 名	

参加者①

フリガナ	
氏 名	
電話番号	
メ ー ル	

参加者②

フリガナ	
氏 名	
電話番号	
メ ー ル	

来場車

車 名	
メーカー	
ナンバー	
色	
ドライバ－	

- ※ 参加者は2名以下とする。
 ※ 令和7年10月9日（木）1100までにメールにより提出先へ提出すること。

提出先：航空自衛隊車力分屯基地 第21高射隊基地業務小隊 厚生班 松本
 メール：MATSUMOTO7h@inet.aci.mod.go.jp

- ※ 提出後、参加者が変更になる場合は、速やかに連絡すること。

防衛省使用欄	受付No.		受付担当	
--------	-------	--	------	--

申請書

令和 年 月 日

航空自衛隊車力分屯基地司令 殿

本社（店）所在地

フリガナ
商号又は名称

フリガナ
代表者の氏名

法人個人の別

個人 ・ 法人

フリガナ
担当者の氏名

電話番号

メー ル

青森県つがる市富范町屏風山1に所在する航空自衛隊車力分屯基地において、食堂（飲酒提供）を設置し、経営を行うことについて希望するので申請します。

なお、この申請書及び添付書類の記載事項については、事実と相違ないことを誓約します。

主な商品・価格一覧表※ 価格は税込みとする。

業者名			
商品名		商品名	
写真		写真	
規格等		規格等	
価格	防衛省： 円 防衛省以外： 円	価格	防衛省： 円 防衛省以外： 円
商品名		商品名	
写真		写真	
規格等		規格等	
価格	防衛省： 円 防衛省以外： 円	価格	防衛省： 円 防衛省以外： 円
商品名		商品名	
写真		写真	
規格等		規格等	
価格	防衛省： 円 防衛省以外： 円	価格	防衛省： 円 防衛省以外： 円
商品名		商品名	
写真		写真	
規格等		規格等	
価格	防衛省： 円 防衛省以外： 円	価格	防衛省： 円 防衛省以外： 円
商品名		商品名	
写真		写真	
規格等		規格等	
価格	防衛省： 円 防衛省以外： 円	価格	防衛省： 円 防衛省以外： 円

企画提案書食堂（飲酒提供）

会社概要

業 者 名	
本 社 所 在 地	
設 立 年 月 日	
資 本 金	
社 員 数	
店 舗 ・ 営 業 所 数	
売 上 高	

防衛省における企画提案

a	営業日及び営業時間
b	精算方法及び種類
c	防衛省における独自の商品の販売及び提供
d	省エネルギー・環境対策への取組み及びゴミ・廃棄物の処分方法
e	従業員管理及び防衛省における営業体制
f	災害発生時の対応及び営業体制
g	要望等があった場合の対応方法及び事故等が発生した場合の対処方法
h	衛生管理方法
i	設置期間における事業計画
j	その他のアピールポイント

業務確約書

令和 年 月 日

航空自衛隊車力分屯基地司令 殿

「航空自衛隊車力分屯基地における食堂（飲酒提供）の設置及び経営」の応募に関し、仕様書に定める業務を適正に履行できることを確約します。

本社（店）所在地

フリガナ
商号又は名称

フリガナ
代表者の氏名

法人個人の別

個人 ・ 法人

フリガナ
担当者の氏名

電話番号

メール

誓約書

- 私
- 当社

は、下記1に該当せず、将来においても該当しないことを誓約します。また、貸付け（使用許可）を受けた国有財産の使用に当たっては、下記2に掲げる使用等を行わないとともに、暴力団員等による不当介入を受けた場合には、下記3の措置を行うことを誓約します。また、当方が下記1に該当しないことを確認するため、当方の個人情報について、国が警察当局へ情報提供することに同意します。

この誓約が虚偽であり、又はこの誓約に反したことにより、当方が不利益を被ることとなっても、異議は一切申し立てません。

記

1 契約の相手方として不適当な者

- (1) 法人等（個人、法人又は団体をいう。）の役員等（個人である場合はその者、法人である場合は役員又は支店若しくは営業所の代表者、団体である場合は代表者、理事等、その他経営に実質的に関与している者をいう。以下同じ。）が、暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員（同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）であるとき。
- (2) 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的、又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしているとき
- (3) 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与しているとき。
- (4) 役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用するなどしているとき。
- (5) 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有しているとき。

なお、役員等に変更があった場合は、速やかに別紙様式により変更後の役員名簿を提出します。

2 公序良俗に反する使用等

暴力団若しくは法律の規定に基づき公の秩序を害するおそれのある団体等であることが指定されている者の事務所又はその他これに類するものの用に供し、また、これらの用に供されることを知りながら、貸付物件（使用許可物件）を第三者に転貸し又は賃借権を譲渡すること。

3 警察への通報等

- (1) 貸付物件（使用許可物件）を使用するに当たって、暴力団又は暴力団員、社会運動標ぼうゴロ（※1）、政治活動標ぼうゴロ（※2）、その他暴力団関係者から、不当要求又は業務妨害を受けた場合は、断固としてこれを拒否するとともに、速やかに警察に通報し、捜査上必要な協力を行うこと。
- (2) 第1項による警察への通報及び捜査上必要な協力を行った場合には、速やかにその内容を許可者に報告すること。

- ※1 社会運動を仮装し又は標ぼうして、不正な利益を求めて暴力的不法行為等を行うおそれがあり、市民生活の安全に脅威を与える者
- ※2 政治活動を仮装し又は標ぼうして、不正な利益を求めて暴力的不法行為等を行うおそれがあり、市民生活の安全に脅威を与える者

航空自衛隊車力分屯基地司令 殿

令和 年 月 日

住所又は所在地

氏名 又は 名称

一部業務の委託に係る申請書

令和 年 月 日

航空自衛隊車力分屯基地司令 殿

本社（店）所在地

商号又は名称

代表者の氏名

下記のとおり一部業務を委託することについて申請します。
なお、申請者は委託に係る一切の責任を負うこととします。

記

1 委託概要

委託内容		
委託期間		
委託先の商号又は名称		
委託先の本社（店）所在地		

2 履行体制図

質問票

質問内容

業者名	
担当者名	
電話番号	
メール	

仕様書

- 1 業務件名
航空自衛隊車力分屯基地における食堂（飲酒提供）の設置及び経営
- 2 業務内容
食堂（飲酒提供）の設置及び経営
- 3 相手方の選定
本業務を行う者は、航空自衛隊車力分屯基地司令（以下「甲」という。）が選定する。
- 4 国有財産の使用許可
 - (1) 本業務を行う者は、売店等の設置場所に係る国有財産の使用許可を得ること。
 - (2) 国有財産の使用許可は、東北防衛局長（以下「乙」という。）が行う。
 - (3) 次の各号に該当する場合は、使用許可を取消し又は変更することがある。
 - ア 国有財産の使用許可の相手方（以下「丙」という。）が許可条件に違背したとき。
 - イ 本業務の解除をしたとき。
 - (4) 使用許可期間が満了したとき、又は使用許可を取り消されたときは、丙は直ちに自己の負担で使用財産を原状に回復し、返還すること。
- 5 国有財産使用料
丙は、乙に売店の設置に係る面積に応じた国有財産使用料を支払うこと。また、国有財産使用料は、納入通知書により歳入徴収官が指定する期日までに会計年度の全額を一括して前納すること。
- 6 設置場所
青森県つがる市富薗町屏風山1に所在する航空自衛隊車力分屯基地において、乙が指定する場所とする。
- 7 設置条件
 - (1) 設置場所における空調設備の運転・温度調節等は、乙が指定する。
 - (2) 国の行事及び緊急時等は、庁舎及び施設（設置場所を含む。）を国が優先して使用するものとする。

(3) 丙は、営業許可が必要な商品を取り扱う場合は、営業許可を取得した後、設置及び経営を行うこと。

8 費用負担

本業務に伴う費用は、丙の負担とする。

9 使用許可期間

令和8年4月1日（火）～令和1年3月31日（日）

ただし、甲及び乙が必要と判断した場合は、一度に限り5年以内の期間で更新することができる。なお、業務の開始及び終了の時期については、施設の状況等により変更する場合がある。

※ 設置、撤去等に要する期間は使用許可期間に含む。

10 名義使用の制限

丙は、自己の営業上の取引に関して、甲及び乙の名義を使用しないこと。

11 管理責任

(1) 丙は、自らの責任において売店を管理し、火災、盗難、食中毒等の予防及び保安について、常に心掛けること。

(2) 丙は、本業務の従事者の身元、規律の保持、風紀及び衛生に関すること等、人事管理その他これらに関する関係諸法令の運用について、一切の責任を負うこと。

(3) 丙は、本業務の従事者を、日本国籍を有する者とし、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入しない者とする。

(4) 丙は、本業務の従事者の身元を保証するとともに、本業務に従事する前までに従事者名簿を甲に提出すること。また、甲が、従事者名簿の記載事項を確認するため書類（履歴書（写し））等を求めた場合は、速やかに対応すること。

(5) 丙は、自らの責任において廃棄物の処理、減量化及びリサイクル化について、関係法令及び規則等に基づき適正に行うこと。

12 衛生等の保持

(1) 丙は、丙の従事関係者が結核及び「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律」（平成10年法律第114号）で定義されている感染症を発症した場合又はその疑いのある場合は、業務に従事させないこととし、甲に対して速やかに報告すること。

(2) 丙は、食品等を販売又は取り扱う場合は、食品衛生法（昭和22年法律第233号）の定めるところにより厚生労働省が示すHACCPに沿った衛生管理を実施すること。

13 情報保全の遵守

- (1) 丙は、甲及び乙の指示及び本業務を行うに当たり知り得た一切の情報を本業務
- (2) の履行以外の目的に使用しない、又は第三者に開示しないこと。
- (3) 丙は、本業務の従事者に情報保全を遵守させるために必要な措置を取ることを。

14 損害賠償

- (1) 丙は、債務不履行の場合、情報保全に関する義務に違背した場合、及びその他本業務に関して甲及び乙に損害を与えた場合は、甲及び乙に対し一切の損害を賠償すること。
- (2) 丙は、乙が計画した停電作業等について、甲及び乙の指示に基づき協力すること。なお、丙は、停電作業等が原因で使用する物品及び商品に損害があった場合は、甲及び乙に対し損害賠償その他一切の請求をすることはできない。
- (3) 丙は、いかなる事故発生の場合も甲及び乙に対し、損害賠償その他一切の請求をすることはできない。

15 業務の解除

- (1) 丙は、自己の都合により本業務を解除しようとする場合は、6ヶ月前までに甲に申請し、甲の指示に従い解除することができる。この際、丙は残期間に相当する使用料及び使用許可物件の維持保存に要した費用等を請求することはできない。また、会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更正手続開始の申立て又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立てを行う者は、当該手続開始前に解除を申し出ること。
- (2) 丙が本仕様書に記載されている遵守項目に違背した場合又は故意の過失により甲、乙及び利用者に被害が発生した場合は、直ちに本業務を解除することとし、次回以降、公募への参加を認めない。
- (3) 国有財産使用許可書の許可条件に違背した場合は、直ちに本業務を解除することとし、次回以降、公募への参加を認めない。

16 業務仕様

- (1) 丙は、自ら提出した企画提案書に基づき業務を適正に履行することとし、企画提案書の内容について、甲の了解なく変更しないこと。ただし、丙は、食材、容器、燃料等の高騰又は消費税等の税率変更に伴い、販売商品の価格変更が必要となった場合は、甲と協議し、価格を変更することができる。
- (2) 丙は、本業務の遂行に当たり、甲の担当職員の指示に従うこと。
- (3) 丙は、庁舎内への出入り及び施設への立ち入りについては、庁舎内で定められた関係規則の手続きを行うとともに、諸規定に従うものとし、許可を受けていない施設へは、立ち入らないこと。
- (4) 丙は、価格を問わず、原則としてキャッシュレス決済に対応すること。また、キャッシュレス決済に支障をきたすことのないよう調査及び点検を適宜実施すること。キャッシュレス決済が難しい場合は、丙は、必要措置の検討について甲との協議に応じること。

- (5) 丙は、業務に使用する物品が環境特定調達品目（環境物品等の調達の推進に関する基本方針）である場合、その基準を満たすものであること。
 - (6) 丙は、県民の健康と安全を確保する環境に関する条例に規定するディーゼル車規制に適合する車両を使用すること。
 - (7) 食堂（飲酒提供）の設置、移設及び撤去に係る費用は、丙の負担とする。また当該作業の遂行に当たっては、担当職員の指示に従うこと。
 - (8) 丙は、やむを得ない事情により使用物件を変更する場合は、事前に文書をもって甲及び乙の承認を得るとともに、甲及び乙の指示に従うこと。
 - (9) 丙は、使用物件の維持保存（※）のため通常必要とする修繕費その他の経費を負担しなければならない。なお、排水管については、年1回以上高圧洗浄を実施し、担当職員に報告書を提出すること。
- ※ 使用物件の維持保存とは、例えば厨房ダクトのグリスフィルター、厨房グリストラップ、排水管及び空調フィルターといった付帯設備（工作物）の使用に応じた定期的な清掃を含むものである。
- (10) 丙は、乙が計画した防災訓練について、甲の指示に基づき参加すること。
 - (11) 丙は、乙が計画した停電作業等について、甲の指示に基づき協力すること。なお、丙は、停電作業等が原因で使用機器及び食材類の損害があった場合は、甲及び乙に対して損害の賠償その他の申し立てをしないこと。
 - (12) 丙は、販売商品の選定に当たり、常に利用者の需要が高い商品等の提供に努めるものとし、甲の担当職員の指示に可能な限り従うものとする。
 - (13) 丙は、営業許可が必要な販売商品を取り扱う場合、営業許可を取得した後、販売すること。
 - (14) 丙は、商品の瑕疵等について、利用者又は担当職員からの連絡を受けた場合、即時に対応すること。
 - (15) 丙は、毎日、設置場所周辺の清掃を行い、衛生管理について一切の責任を負うものとする。
 - (16) 丙は、空調設備の運転、温度調節等は国の基準に従うものとする。
 - (17) 丙は、売上金額を翌月10日までに、また会計年度における本業務に関する収支計算書を翌年5月末日までに担当職員に提出すること。
 - (18) 丙は、本業務の従事者について身元を保証するとともに、業務従事前に従事者名簿を提出するものとする。また、従事者名簿の記載事項について確認するための書類（履歴書（写し））など、甲が必要と判断した書類の提出を求められた場合には、担当職員に提出しなければならない。
 - (19) 丙は、販売品目に重大なトラブル（異物混入、食中毒、リコール等）が発生した場合には、甲の担当者に速やかに報告するとともに、直ちに商品を回収し、甲の指示（食堂（飲酒提供）の営業停止を含む）に従わなければならない。
 - (20) 丙は、使用物件の一部を第三者に転貸し、第三者と共同で使用してはならない。
 - (21) 丙は、本仕様書に記載されている遵守項目に違反した場合及び故意の過失により甲、乙又は利用者に被害が発生した場合は、直ちに業務を取り消すとともに、次年度以降、業務に従事できない（国有財産使用許可の更新をしない）場合がある。

- (22) 丙は、公募説明会及び決定業者に対する説明会での遵守事項に違反した場合並びに甲が要求している書類を提出しなかった場合（提出期限を守らなかった場合及び催促しても至急提出しない場合も含む。）は、次回以降、業務に従事できない場合（国有財産使用許可の更新をしない）がある。
- (23) 国有財産の使用許可期間中に、庁舎の移転等で設置場所を移設することとなった場合、甲と丙で協議したうえで、丙は、再度国有財産の使用許可申請を行うこととする。
- (24) 本仕様書に記載のない事項及び細部については、必要の都度、甲の担当職員及び丙の間で協議する。

17 情報公開

行政機関の保有する情報の公開に関する法律（平成11年法律第42号）に基づき本業務に関する行政文書の情報公開請求が行われた場合は、同法第5条第2号に該当する情報を除き開示するものとする。

18 仕様の細部

(1) 設置業種

食堂（飲酒提供）

(2) 営業日及び営業時間

土日祝日及び年末年始（12月29日から翌年1月3日までの間）を除く毎日1730から2130までとし、それ以外は別途協議すること。

(3) 営業条件

- a 軽食等・アルコール・ソフトドリンク等のメニュー販売及び提供すること。
- b 国の行事又は緊急時等は原則として国が使用することとし、詳細についてはその都度別途協議する。
- c 対面のみでの販売とする。
- d 既存店舗保有備品等の一覧表は公募説明会時に配布する。
- e 既存保有備品等を引き継ぐ際は、現業者と覚書を作成し、甲に提出すること。
なお、書式については、甲の指示に従うこと。